

教材費等学校徴収金公会計化について

1 背景

町田市立小・中学校の学校徴収金（教材費や校外活動費など学校ごとにかかる費用）は、学校長が徴収・管理を行う「私会計」として管理し、保護者の協力を得て口座振替で集金しています。

2023年4月から、この学校徴収金を全国で初めて、学校の裁量を残したまま「公会計」に移行し、事務処理の効率化及び保護者の利便性向上を図ります。

2 主な目的

(1) 教員業務負担の軽減

・徴収業務を市が担うことで、教員の心理的・実務的な負担を軽減

(2) 保護者の利便性の向上

・納付方法の選択肢の拡大（口座振替可能な金融機関の拡充など）

・小学校給食費と教材費等の支払口座の一本化

3 実施内容

◎ 歳出管理〈教材等購入・校外活動等の実施〉

ア 市は、学校での教材等購入実績をもとに、校長会役員で構成する審査会を経て、児童・生徒1人当たりの予算の上限額を決定する。

イ 学校は、上限額の範囲内で購入計画を作成し、市に提出する。

ウ 市は、購入計画をもとに、各学校へ予算を配当する。

→ この仕組みにより、教材等の選定について、学校の裁量を維持したまま公会計化することが可能となる。

◎ 歳入管理〈保護者からの徴収〉

市は、購入実績に基づき、保護者への通知、口座振替などによる徴収を行う。

→ 滞納者には適時、市が督促・催告を行う。

4 スケジュール

9月23日 「まちだの教育」にて周知
～年内 在校生及び新1年生の口座振替手続
2023年4月 教材費等学校徴収金公会計化実施

5 その他

学校徴収金のうち、以下のものは公会計化の対象から除く。

- ・修学旅行費等、保護者と業者の直接会計処理ができるもの
- ・PTA 会費及び部活動費